

---

---

**公益社団法人計測自動制御学会  
准会員規程****制定・改正・廃止等履歴**

| 年月日        | 制改廃 | 版    | 機関   | 事由   |
|------------|-----|------|------|------|
| 2019年2月19日 | 制定  | v1.0 | 社員総会 | 新規制定 |
|            |     |      |      |      |
|            |     |      |      |      |

---

---

**(目的)**

第1条 この規程は、定款第5条に定める、准会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(定義)**

第2条 准会員は、本会の学生会員が卒業後3年間、准会員として入会を認める。准会員は、准会員会費を納めることで、正会員と同等の学会サービスを受けることができる。

**(会費)**

第3条 准会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

准会員 7,000円

**(会費の納入時期)**

第4条 准会員は、毎事業年度開始前までに会費年額の全額を納入しなければならない。

**(途中入会の会費及び納期)**

会費細則に従う

**(会費の減免)**

准会員は会費細則に定める会費の減免を受けることができない

**(規程の改廃)**

第6条 この規程の改廃は理事会及び社員総会の議決を経るものとする。

**附 則**

1 本規程は、2019年2月19日から施行する。